

奈良県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和六年一月十九日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 吉野室生寺針線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別		敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
8	宇陀市室生大野二	前	A	四・六	一、三六六	旧道移管
2	三八三番一先から 宇陀市室生大野三 〇四〇番四先まで	後	B	一三・〇	一、二八四	緑山橋
			B	四一・五	〇	九
			A	二六・四	・八	緑山橋
			B	一三・〇	一、二八四	〇
			A	四一・五	〇	九